

1. 対応方針別表1の該当部分

番号	816
事項名	株式会社による学校設置の容認
規制の特例措置の概要	地方公共団体が教育上又は研究上特別なニーズがあると認める場合には、株式会社に学校の設置を認める。その際、情報公開・第三者評価の実施、セーフティネットの構築を図る。認定を受けた地方公共団体が市町村である場合、当該学校の設置認可については、当該市町村の長が、当該市町村に置かれる審議会の意見を聴いて、認可を行うこととする。

2. 基本方針別表1に記載する内容

特定事業の名称	学校設置会社による学校設置事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	学校教育法第2条、第4条等
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	国、地方公共団体及び学校法人のみが学校教育法第1条に定める学校を設置できることとされている。 また、高等学校以下の私立学校の設置認可等は都道府県知事とされている。
特例措置の内容	<p>1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を株式会社の設置する学校が行うことが適切かつ効果的であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、学校教育法第2条及び第4条は、以下の通りとする。</p> <p>第2条第1項 学校は、国、地方公共団体、私立学校法第3条に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第2項に規定する特別の事情に対応するための教育又は研究を行い、かつ、同項各号に掲げる要件のすべてに適合している株式会社（以下、学校設置会社という。）のみが、これを設置することができる。</p> <p>第4条第1項 学校…略…の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項は、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園 都道府県知事（学校設置会社の設置するものにあつては、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長。第10条、第14条、第34条（第40条、第51条、第51条の9第1項、第76条及び第82条において準用する場合を含む。）及び第45条第3項（第51条の9第1項において準用する場合を含む。）において同じ。※注・高等学校以下の学校の認可等について、認定地方公共団体が行うことになる。）</p> <p>2. 学校を設置する株式会社（以下「学校設置会社」という。）は、その構造改革特別区域に設置する学校において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を行うものとし、次に掲げる要件のすべてに適合していなければならない。</p> <p>一 文部科学省令で定める基準（※高等学校設置基準等、既存の各種設置基準を指すもの。）に適合する施設及び設備又はこれらに要する資金並びに当該学校の経営に必要な財産を有すること。</p> <p>二 当該学校の経営を担当する役員が学校を経営するために必要な知識又は経験を有すること。</p> <p>三 当該学校設置会社の経営を担当する役員が社会的信望を有すること。</p>

3. 学校設置会社は、文部科学省令で定めるところにより、当該学校設置会社の業務及び財産の状況を記載した書類(以下「業務状況書類等」という。)を作成し、その設置する学校に備えて置かなければならない。
- 学校設置会社の設置する学校に入学又は入園を希望する者その他の関係人は、学校設置会社の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。
- 一 業務状況書類等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 業務状況書類等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- (文部科学省令においては、備えるべき書類、電磁的記録として保存されている場合の閲覧の方法、作成の期限、備え置く期間を定める。なお、業務状況書類等を備えて置かず、記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに閲覧を拒んだ場合、取締役、執行役又は清算人は20万円以下の罰金。)
4. 認定を受けた地方公共団体は、学校設置会社の設置する学校(大学及び高等専門学校を除く。)の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、毎年度、評価を行わなければならない。
- また、評価を行った認定を受けた地方公共団体は、遅滞なく、その結果を当該学校に通知するとともに、これを公表しなければならない。
5. 認定を受けた地方公共団体は、学校設置会社の経営の状況の悪化等によりその設置する学校の経営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校に在学する者が適切な修学を維持することができるよう、転学のあっせんその他の必要な措置を講じなければならない。
6. 文部科学大臣又は認定を受けた地方公共団体の長は、学校設置会社の設置する学校について学校教育法第4条第1項の認可又は同法第13条若しくは第14条の命令をすときは、あらかじめ、文部科学大臣にあつては大学設置・学校法人審議会の意見を、認定を受けた地方公共団体の長にあつては、当該認定地方公共団体が設置するこれらの認可又は命令に係る事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関の意見を、それぞれ聴かなければならない。
7. 認定地方公共団体の長は、学校設置会社の設置する学校について認可をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。
8. 学校設置会社の設置する学校が大学又は高等専門学校である場合にあつては文部科学大臣、学校設置会社の設置する学校が大学及び高等専門学校以外の学校である場合にあつては認定地方公共団体の長は、当該学校に対して、教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出を求めることができる。
9. 学校設置会社について下記の法律を適用するにあたり、以下のような読替を行う。
- ① 学校設置会社が設置する高等学校等について所轄庁が認定地方公共団体の長となることに伴う読替(教職員免許法、義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法)
 - ② 私立学校の設置者として学校法人のみを想定している規定に、学校設置会社を加える読替(教職員免許法、教職員免許法施行法)
 - ③ 学校設置株式会社が設置する学校について財政的支援の対象としないための読替(地方交付税法、旧軍港市転換法、産業教育振興法、理科教育振興法、高等学校の定時制教育及び通信教育振興法、学校給食法、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律)
 - ④ 学校設置会社の教職員について、私学共済法の適用を除外するための読替(私立学校教職員共済法)
 - ⑤ 学校設置会社が設置する学校について、授業等で著作物を用いる場合は当該著作物の複製及び、営利を目的としない上演を行う場合には公表された著作物を公に上演することを認めるための読替(著作権法)
10. なお、政省令等についても、学校の設置主体として学校設置会社を学校教育法第2条に位置付けることに伴い必要な諸整備を行う。

同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

※本特例措置を内容とする「構造改革特別区域法の一部を改正する法律案」を第156回国会に提出しているところ。

1. 対応方針別表1の該当部分

番号	817
事項名	不登校児童生徒等の教育を行うNPO法人で一定の実績等を有するものの学校設置の容認
規制の特例措置の概要	地方公共団体が不登校児童生徒等に対する教育について特別なニーズがあると認める場合には、不登校児童生徒等の教育を行うNPO法人で一定の実績等を有するものの学校設置を認める。その際、情報公開・第三者評価の実施、セーフティネットの構築を図る。認定を受けた地方公共団体が市町村である場合、当該学校の設置認可については、当該市町村の長が、当該市町村に置かれる審議会の意見を聴いて、認可を行うこととする。

2. 基本方針別表1に記載する内容

特定事業の名称	学校設置非営利法人による学校設置事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	学校教育法第2条、第4条等
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	国、地方公共団体及び学校法人のみが学校教育法第1条に定める学校を設置できるとされている。 また、高等学校以下の私立学校の設置認可等は都道府県知事とされている。
特例措置の内容	<p>1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、学校生活への適応が困難であるため相当の期間学校(大学及び高等専門学校を除く。)を欠席していると認められる児童、生徒若しくは幼児又は発達の障害により学習上若しくは行動上著しい困難を伴うため教育上特別の指導が必要であると認められる児童、生徒若しくは幼児(以下「不登校児童等」という。)を対象として、当該構造改革特別区域に所在する学校の設置者による教育によっては満たされない特別の需要に応ずるための教育をNPO法人の設置する学校が行うことにより、当該構造改革特別区域における学校教育の目的の達成に資するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、学校教育法第2条及び第4条は、以下の通りとする。</p> <p>第2条第1項 学校は、国、地方公共団体及び私立学校法第3条に規定する学校法人(以下学校法人と称する。)のみが、これを設置することができる。ただし、構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第13条第2項に規定する特別の需要に応ずるための教育を行い、かつ、同項各号に掲げる要件のすべてに適合している特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項の特定非営利活動法人(以下、学校設置非営利法人という。)は、大学及び高等専門学校以外の学校を設置することができる。</p> <p>第4条第1項 学校…略…の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項は、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。</p> <p>一・二(略)</p> <p>三 私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園 都道府県知事(学校設置非営利法人の設置するものにあつては、構造改革特別区域法第13条第1項の認定を受けた地方公共団体の長。第10条、第14条、第34条(第40条、第51条、第51条の9第1項、第76条及び第82条において準用する場合を含む。))及び第45条第3項(第51条の9第1項において準用する場合を含む。)において同じ。※注・認可等について、認定地方公共団体が行うことになる。)</p> <p>2. 学校を設置するNPO法人(以下「学校設置非営利法人」という。)は、その構造改革特別区域に設置する学校において、不登校児童等を対象として、当該構造改革特別区域に所在する学校の設置者による教育によっては満たされない特別の需要に応ずるための教育を行うものとし、次に掲げる要件のすべてに適合していなければならない。</p>

- 一 文部科学省令で定める基準(※高等学校設置基準等、既存の各種設置基準を指すもの。)に適合する施設及び設備又はこれらに要する資金並びに当該学校の経営に必要な財産を有すること。
 - 二 当該学校の経営を担当する役員が学校を運営するために必要な知識又は経験を有すること。
 - 三 当該学校設置非営利法人の経営を担当する役員が社会的信望を有すること。
 - 四 不登校児童等を対象として行う特定非営利活動促進法第二条第一項に規定する特定非営利活動の実績が相当程度あること。
3. 学校設置非営利法人は、文部科学省令で定めるところにより、当該学校設置非営利法人の業務及び財産の状況を記載した書類(以下「業務状況書類等」という。)を作成し、その設置する学校に備えて置かなければならない。
- 学校設置非営利法人の設置する学校に入学又は入園を希望する者その他の関係人は、学校設置非営利法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。
- 一 業務状況書類等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
 - 二 業務状況書類等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- (文部科学省令においては、備えるべき書類、電磁的記録として保存されている場合の閲覧の方法、作成の期限、備え置く期間を定める。なお、業務状況書類等を備えて置かず、記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに閲覧を拒んだ場合、理事又は清算人は20万円以下の罰金。)
4. 認定を受けた地方公共団体は、学校設置非営利法人の設置する学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、毎年度、評価を行わなければならない。
- また、評価を行った認定を受けた地方公共団体は、遅滞なく、その結果を当該学校に通知するとともに、これを公表しなければならない。
5. 認定を受けた地方公共団体は、学校設置非営利法人の経営の状況の悪化等によりその設置する学校の経営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校に在学する者が適切な修学を維持することができるよう、転学のあっせんその他の必要な措置を講じなければならない。
6. 認定地方公共団体の長は、学校設置非営利法人の設置する学校について学校教育法第4条第1項の認可又は同法第13条若しくは第14条の命令をするときは、あらかじめ、当該認定地方公共団体が設置するこれらの認可又は命令に係る事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。
7. 認定地方公共団体の長は、学校設置非営利法人の設置する学校について認可をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。
8. 認定地方公共団体の長は、学校設置非営利法人の設置する学校に対して、教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出を求めることができる。
9. 学校設置NPO法人について下記の法律を適用するにあたっては、以下のような読替を行う。
- ① 学校NPO法人が設置する学校について所轄庁が認定地方公共団体の長となることに伴う読替(教職員免許法、義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法)
 - ② 私立学校の設置者として学校法人のみを想定している規定に、学校設置NPO法人を加える読替(教職員免許法、教職員免許法施行法)
 - ③ 学校設置NPO法人が設置する学校について財政的支援の対象としないための読替(地方交付税法、旧軍港市転換法、産業教育振興法、理科教育振興法、高等学校の定時制教育及び通信教育振興法、学校給食法、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律)
 - ④ 学校設置NPO法人の教職員について、私学共済法の適用を除外するための読替(私立学校教職員共済法)
10. なお、政省令等についても、学校の設置主体として学校設置NPO法人を学校教育法第2条に位置付けることに伴い必要な諸整備を行う。

同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

※本特例措置を内容とする「構造改革特別区域法の一部を改正する法律案」を第156回国会に提出しているところ。

1. 対応方針別表1の該当部分

番号	818
事項名	「不登校状態」にある生徒を対象とした高等学校設置に係る教育課程の弾力
規制の特例措置の概要	教育上適切な配慮がなされている場合には、「不登校状態」にある生徒を対象とした高等学校設置に係る教育課程の弾力化を可能とする。

2. 基本方針別表1に記載する内容

特定事業の名称	「不登校状態」にある生徒を対象とした高等学校設置に係る教育課程弾力化事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	学校教育法施行規則第57条、第57条の2、第65条の5第2項、第65条の6
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	第57条 高等学校の教育課程は、別表第三に定める各教科に属する科目、特別活動及び総合的な学習の時間によって編成するものとする。 第57条の2 高等学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する高等学校学習指導要領によるものとする。 第65条の5 2 中等教育学校の後期課程の教育課程については、第57条及び第57条の3の規定並びに第57条の2の規定に基づき文部科学大臣が公示する高等学校学習指導要領の規定を準用する。 第65条の6 中等教育学校の教育課
特例措置の内容	地方公共団体が、学校生活への適応が困難であるため相当の期間学校を欠席していると認められる生徒を対象とした高等学校において、憲法、教育基本法の理念、及び学校教育法に示されている学校教育の目標を踏まえつつ、習熟度別の教科指導や個々の生徒の実態に即した適応指導等、不登校生徒に配慮した教育がなされるものとして、内閣総理大臣に認定を申請し、その認定を受けたときは、教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施を可能とする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

1. 対応方針別表1の該当部分

番号	819
事項名	上学年の教科書を下学年の児童生徒に給与できる特例
規制の特例措置の概要	構造改革特別区域研究開発学校において特別の教育課程を編成し、所属学年以外の学年用教科書を使用する場合にあっては、上学年の教科書を下学年の児童生徒に無償給与することを可能とする。

2. 基本方針別表1に記載する内容

特定事業の名称	構造改革特別区域研究開発学校における教科書の早期給与特例事業
措置区分	通知
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	なし
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	なし
特例措置の内容	構造改革特別区域研究開発学校において特別の教育課程を編成し、所属学年以外の学年用教科書を使用する必要がある場合にあっては、上学年用の教科書を下学年の児童生徒に早期に無償給与することを可能とする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

1. 対応方針別表1の該当部分

番号	801-2, 820
事項名	学校法人の校地・校舎の自己所有を要しない学校設置の容認(小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲・聾・養護学校、幼稚園)
規制の特例措置の概要	地方公共団体が教育上特段のニーズがあると認める場合には、学校法人の寄附行為の認可にあたり、小学校等の校地及び校舎については自己所有を求めないものとする。なお、既存の学校法人が当該学校を設置する場合も同様とする。

2. 基本方針別表1に記載する内容

特定事業の名称	校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業
措置区分	通知
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	私立学校法の施行について(昭和25年3月14日文科次官通知)三2、小学校設置基準及び中学校設置基準の制定等について(平成14年3月29日文科科学次官通知)第一(9)①
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	私立学校の設置認可に伴う学校法人の寄附行為(の変更)の認可にあたっては、校地・校舎は原則として自己所有であることを求めている。
特例措置の内容	地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、教育上の特段のニーズがあると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該ニーズに対応した教育を行う学校の設置に伴う学校法人の寄附行為の認可(既存の学校法人の寄附行為の変更の認可を含む。)にあたっては、学校経営の安定性・継続性が担保できると所轄庁である都道府県知事が認める場合に、また、学校設置会社又は学校設置NPO法人が当該ニーズに対応した教育を行う学校を設置する場合の認可にあたっては、当該地方公共団体が学校経営の安定性・継続性を担保できると認める場合に、その校地・校舎の自己所有要件を求める必要がないこととする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

1. 対応方針別表1の該当部分

番号	801-1, 821
事項名	学校法人の校地・校舎の自己所有を要しない学校設置の容認(大学、大学院、高等専門学校)
規制の特例措置の概要	地方公共団体が教育上又は研究上特段のニーズがあると認める場合には、学校法人の寄付行為の認可にあたり、大学等の校地及び校舎については自己所有を求めないものとする。なお、既存の学校法人が当該学校を設置する場合も同様とする。

2. 基本方針別表1に記載する内容

特定事業の名称	校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業
措置区分	告示
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	学校法人の寄付行為及び寄付行為変更の認可に関する審査基準(昭和50年3月文部省告示第32号)第一 (2)及び(4)
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	私立大学等の設置認可に伴う学校法人の寄附行為(の変更)の認可にあたっては、校地・校舎は原則として負担附又は借用でないことを求めている。
特例措置の内容	地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、教育上又は研究上の特段のニーズがあり、かつ当該地域において校地・校舎を自己所有とすることが困難であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該ニーズに対応した教育又は研究を行う大学、大学の学部、学部の学科、大学院(独立大学院に限る。以下同じ。)、大学院の研究科、短期大学、短期大学の学科、高等専門学校又は高等専門学校の学科(以下「大学等」という。)の設置に伴う学校法人の寄附行為の認可(既存の学校法人の寄附行為の変更の認可を含む。)及び学校設置会社が当該ニーズに対応した教育を行う大学等を設置する場合の認可にあたっては、校地・校舎は、負担附又は借用であっても差し支えないこととする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし